

**協議第35号**

**納税関係の取扱いについて**

納税関係の取扱いについて提出する。

平成15年11月30日提出

本荘由利一市七町合併協議会  
会長 本荘市長 柳田 弘

納税関係の取扱いについて

---

- (1) 納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。
- (2) 納税貯蓄組合に対する納税報奨金、奨励金及び補助金については、合併時に統一する。
- (3) 納税貯蓄組合連合会については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認

## 本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	(各種事務事業の取扱い) 納 税 関 係 の 取 扱 い
関 連 項 目	納期前納付報奨金 納税報奨金、奨励金及び補助金 納税貯蓄組合連合会

調整内容	<p>(1) 納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。</p> <p>(2) 納税貯蓄組合に対する納税報奨金、奨励金及び補助金については、合併時に統一する。</p> <p>(3) 納税貯蓄組合連合会については、新市において調整する。</p>
------	---

関連項目	各 市 町 の 現 況			
	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
納期前納付報奨金	<p>・ 15 年度 廃止</p>	<p><b>【適用税目と該当する納期】</b>  個人町民税（普通徴収）  第 1 期  第 2 期  第 3 期</p> <p>固定資産税  第 1 期  第 2 期  第 3 期</p> <p><b>【交付率】</b>  納期前納付税額 × 1 / 1 0 0  × 納期前納付月数</p> <p>(算定上の限度額)  個人町民税 一の納期につき  100,000 円  固定資産税 一の納期につき  66,600 円</p> <p><b>【交付限度額】</b>  各税目とも 10,000 円</p>	<p><b>【適用税目と該当する納期】</b>  個人町民税（普通徴収）  第 1 期</p> <p>固定資産税  第 1 期</p> <p><b>【交付率】</b>  納期前納付税額 × 1 / 1 0 0  × 納期前納付月数</p> <p>(算定上の限度額)  個人町民税 一の納期につき  112,000 円  固定資産税 一の納期につき  112,000 円</p> <p><b>【交付限度額】</b>  各税目とも 10,000 円</p>	<p>・ 14 年度 廃止</p>

各 市 町 の 現 況				
関連項目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町
納期前納付 報奨金	・昭和60年度 廃止	<b>【適用税目と該当する納期】</b> 個人町民税（普通徴収） 第1期  固定資産税 第1期  <b>【交付率】</b> $\text{納期前納付税額} \times 1 / 100$ $\times \text{納期前納付月数}$  (算定上の限度額) なし  <b>【交付限度額】</b> 各税目とも 10,000 円	<b>【適用税目と該当する納期】</b> 個人町民税（普通徴収） 第1期  固定資産税 第1期  <b>【交付率】</b> $\text{納期前納付税額} \times 1 / 100$ $\times \text{納期前納付月数}$  (算定上の限度額) 個人町民税 一の納期につき 100,000 円 固定資産税 一の納期につき 56,000 円  <b>【交付限度額】</b> 町民税 10,000 円 固定資産税 8,400 円	<b>【適用税目と該当する納期】</b> 個人町民税（普通徴収） 第1期  固定資産税 第1期  <b>【交付率】</b> $\text{納期前納付税額} \times 1 / 100$ $\times \text{納期前納付月数}$  (算定上の限度額) 個人町民税 一の納期につき 10,000 円 固定資産税 一の納期につき 10,000 円  <b>【交付限度額】</b> なし

具 体 的 な 調 整 方 法	
納期前納付 報奨金	納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。

調整内容	( 1 ) 納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。 ( 2 ) 納税貯蓄組合に対する納税報奨金、奨励金及び補助金については、合併時に統一をする。 ( 3 ) 納税貯蓄組合連合会については、新市において調整する。
------	---

関連項目	各 市 町 の 現 況			
	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
納税貯蓄組合への納税奨励金等	<b>【組合数】</b> 138 組合 <b>【組合員数】</b> 11,052 人 15 年度当初  <b>【事務費補助金】</b> 15 年度制度改正 ・ 組合員 1 名につき 500 円  納期内納付件数 95 % 以上が 交付要件  <b>【納税推進員報酬】</b> 世帯数割 3,200 円から 7,700 円	<b>【組合数】</b> 30 組合 <b>【組合員数】</b> 745 人 15 年度当初  <b>【納税奨励金】</b> 納税告知書 1 枚につき 150 円 組合員 1 名につき 100 円  <b>【納税推進員報酬】</b> 年額 8,500 円	<b>【組合数】</b> 67 組合 <b>【組合員数】</b> 1,336 人 15 年度当初  <b>【納税奨励金】</b> 15 年度廃止  <b>【納税推進員報酬】</b> 年額 15,000 円	<b>【組合数】</b> 44 組合 <b>【組合員数】</b> 1,272 人 15 年度当初  <b>【事務費補助金】</b> 連合会より交付 912,000 円  <b>【納税推進員報酬】</b> なし
納税貯蓄組合連合会	・ 連合会への補助金交付額 495,000 円	・ 連合会への補助金交付額 60,000 円	・ 連合会への補助金交付額 200,000 円	・ 連合会への補助金交付額 ( 単位組合に対する補助を含む ) 912,000 円  ( 一般会計 612,000 円 ) ( 国保会計 300,000 円 )

各 市 町 の 現 況				
関連項目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
納税貯蓄組合 への納税奨励金 等	<p>【組合数】 51 組合 【組合員数】 2,522 人 15 年度当初</p> <p>【納税奨励金】 各組合における納期内納付額に 応じて連合会より交付</p> <p>【納税推進員報酬】 なし</p>	<p>【組合数】 61 組合 【組合員数】 1,281 人 15 年度当初</p> <p>【納税奨励金】 組合員 1 名につき・納期内納付率 に応じた額 納付率による基準表 による 連続完納年数による加算もある</p> <p>【納税推進員報酬】 推進員の設置なし</p>	<p>【組合数】 12 組合 【組合員数】 1,831 人 15 年度当初</p> <p>【納税奨励金】 15 年度廃止</p> <p>【納税推進員報酬】 日額 5,500 円</p>	<p>【組合数】 76 組合 【組合員数】 1,668 人 15 年度当初</p> <p>【納税奨励金】 完納した組合が年度内に取扱った 納税額に割合を乗じて得た額を交 付。(乗じる割合は、100 分の 3.2 から 100 の 0.7 まで、10 の区分設 定)</p> <p>【納税推進員報酬】 なし</p>
納税貯蓄組合 連合会	<p>・連合会への補助金交付額 4,325,000 円</p> <p>(一般会計 2,387,000 円) (国保会計 1,938,000 円)</p>	<p>・連合会への補助金交付額 なし</p>	<p>・連合会への補助金交付額 なし</p>	<p>・連合会への補助金交付額 なし</p>

具 体 的 な 調 整 方 法	
納税貯蓄組合 への補助	納税貯蓄組合の事務に必要な経費に対する補助制度について調整する。
納税貯蓄組合 連合会	新市において調整する。

## 納税関係の取扱いに関する参考法令（抜粋）

### 納税貯蓄組合法

#### （目的）

第1条 この法律は、納税資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もつて租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織し組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

#### （補助金の交付）

第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

### 納税貯蓄組合法施行令

#### （補助金の交付手続）

第4条 納税貯蓄組合は、法第10条第1項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年10月から翌年9月までの分について、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年10月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を経由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に、又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

3 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。